

**Q2** 民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのですか？

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って福祉の相談に応じ、相談者と関係機関とのつなぎ役として、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを進めるなどの活動をしています。

**主な活動**

- ① みまもり・相談  
高齢者や児童等のみまもり、生活上の様々な相談に応じます。
- ② 情報提供  
介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ③ 連絡通報  
関係機関との間に立ってつなぎ役を果たします。
- ④ 意見具申  
生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

**住民との信頼関係 — 守秘義務 —**

また、民生委員法第15条では、「民生委員は、その職務を遂行するについては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、かつ、その処理は実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と定めています。

民生委員・児童委員は、住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、業務上知り得た個人情報等の秘密は保持します。

**【問合せ先】**

生活福祉課

内線317